

## 関東森林管理局入札等監視委員会審議概要

(ホームページ掲載日:平成28年4月1日)

開催日及び場所		平成28年3月16日(水) 関東森林管理局 2階小会議室			
委員		紺 正行(委員長・弁護士) 川野 由夫(税理士) 関口 雅弘(ジャーナリスト)			
審議対象期間		平成27年10月1日～12月31日			
審議対象案件		90件	うち、1者応札案件 29件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 1件		
抽出案件		8件 (抽出率 8.9%)	うち、1者応札案件 3件 (抽出率 10.3%) 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件 (抽出率 0%)		
抽出案件内訳	工事	一般競争	2件	うち 1者応札 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件	
		指名競争	公募型指名競争	該当なし	
			工事希望型競争	該当なし	
			その他の指名競争	該当なし	
		随意契約	該当なし		
	業務	一般競争	1件	うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件	
		指名競争	公募型競争	該当なし	
			簡易公募型競争	該当なし	
			その他の指名競争	該当なし	
		随意契約	公募型プロポーザル	該当なし	
			簡易公募型プロポーザル	該当なし	
			標準型プロポーザル	該当なし	
	その他の随意契約		該当なし		
	物品・役務等	一般競争	5件	うち、1者応札案件 3件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件	
		指名競争	該当なし		
随意契約(企画競争・公募)		該当なし			
随意契約(その他)		該当なし			
(特記事項)					
委員からの意見・質問、それに対する回答等	意見・質問		回答等		
	<p>1. B003の林道工事について、落札率が高くなった原因として、D等級の工事であること及び管内・管外の業者の等級分布から入札に参加できる者が限られるとあるが、これはどういうことか。 D等級の工事であれば、業者は入札に参加しやすく、競争が働くのではないか。</p>		<p>○工事等級の格付は予定価格の金額により決まり、このうちD等級が一番下位のランクとなる。入札参加条件にC又はD等級の一般競争入札参加資格の認定を受けていることとしており、今回はA又はB等級を認定を受けている業者は対象としなかったところ。 このような条件設定は、発注事業のバランスをとるという側面もあり、予定価格に応じた等級をもつ業者の受注を促すことになる。 結果として、管内・管外にC、D等級の業者が少ない場合は入札に参加できる者が限られることになる。</p>		

委員からの意見・質問、それに対する回答等	<p>2-1. 総合評価落札方式を採用した調査設計業務において、応札した3者のうち2者が調査基準価格を下回ったため辞退し、結果として一番技術評価点が低い者が落札となっている。前回の委員会でも同様の事案があったが、この調査基準価格の設定には合理性があるのか。 一概には言えないが、企業努力の結果、応札金額が下がり、調査基準価格を下回る場合もあるのではないかと。</p> <p>2-2. 調査基準価格は最低制限価格とは違うのか。</p>	<p>○調査設計業務においては、数年前まで予定価格の3割前後で応札しているような事例が数多く見られ、確実な業務の履行がなされないおそれがあったことから、品質確保基準価格や履行確実性調査が導入された経緯がある。 このような仕組みが導入されたことで、近年は落札率が70～80%台に落ち着いてきているところ。 調査基準価格については、計算式があり、おおむね予定価格の60%～85%の範囲となっている。 企業努力という側面があるかもしれないが、我々としては規定に基づき入札を執行している。</p> <p>○最低制限価格は、その価格を下回る金額を提示した入札参加者を一律に失格とするもの。一方、調査基準価格は、その価格を下回った場合は、履行能力の有無等を調査する基準となるものである。</p>
	<p>3. L001の委託調査は、研究機関が実施するようなイメージがあるが、入札に参加した業者のほかに履行能力のある業者はいなかったのか。入札の参加に必要な資格要件がたいが厳しいのではないかと。</p>	<p>○実際には入札参加業者のほかに履行能力のある業者はいたが、今回は応札がなかったところ。 本件について入札・契約手続審査委員会で審議した結果、平成28年度以降の同種調査の発注においては、条件を緩和する予定である。</p>
	<p>4. N006の造林請負事業は、4者応札があったものの、実質競争者数1となっている。予定価格をオーバーした3者の応札額が僅差となっていることをみると、予定価格の設定が低かったのではないかと。 また、落札者とほか3者の応札額の開きを、分析にあるように通勤等経費の差と捉えてよいかと。</p>	<p>○本件は、複数の作業種を広範囲に発注しており、結果として現場へのアクセスの良さという点で落札業者が他者よりも優位だったため、経費を抑えて落札したものと考える。</p>
	<p>5. 抽出事案ではないが、対象期間中の契約案件の中に非常に落札率が低いものがあり、大変気になった。こういった案件には調査基準価格を設定していないのか。</p>	<p>○ご指摘のあった案件は造林請負事業であり、予定価格が税抜きで1,000万円未満であったため、調査基準価格を設定していない。 契約相手方が地元の業者であること、また、入札で競った相手が全国規模で仕事を請け負っている業者であったことを鑑みると、赤字であっても仕事を確保したいという意識が働いたと考えられる。 極端に低い落札価格等がないか、今後も注視していきたい。</p>
	委員会による意見の具申又は勧告の内容	特になし

関東森林管理局入札等監視委員会苦情処理会議審議概要

開催日及び場所	平成28年 3月16日(水) 関東森林管理局2階小会議室			
委員	紺 正行(委員長・弁護士) 川野由夫(税理士) 関口雅弘(ジャーナリスト)			
再苦情申立概要	申立日	件名	契約方式	契約月日
	H . .			H . .
	内容等  該当なし			
委員からの意見・質問、それに対する回答等	意見・質問		回答	
委員会による意見の具申又は勧告の内容				